

平成30年第3回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 平成30年8月31日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番	山岡 敏	2番	浅野 勉
3番	大星 成司	4番	森田 瞳
5番	島田 正芳	6番	中本 幸一
7番	松田 和代	8番	岡田 裕明
9番	田中 幹男	10番	福井 保夫

2 出席議員 9名

3 欠席議員 1名

5番 島田 正芳

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
事業部門理事	中野 彰宏		
総合政策課長	富井 文枝	総務課長	吉村 良昭
税務課長	吉田 彰宏	住民課長	辻井 弘至
健康福祉課主幹	高永 聡子	人権同和対策課長	長岡 康
農政課長	寺田 充宏	産業建設課長	堀川 雅央
上下水道課長	石橋 史生	教育次長	吉田 一弘
会計管理者 職務代理	溝本 貴宏		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 富士 青美 議会事務局係長 吉川 明宏

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 4 議案第 2 号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第 3 号 安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 4 号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 議案第 5 号 安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6 号 安堵町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 7 号 安堵町立認定こども園設置条例の制定について
- 第10 議案第 8 号 安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第11 発議第 1 号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議
- 第12 議案第 9 号 平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について
- 第13 議案第10号 平成30年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）について
- 第14 議案第11号 平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について
- 第15 議案第12号 平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について
- 第16 議案第13号 町道路線の変更について
- 第17 認定第 1 号 平成29年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 2 号 平成29年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 3 号 平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 4 号 平成29年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 5 号 平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 6 号 平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 7 号 平成29年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第24 報告第 1 号 平成29年度決算に係る健全化判断比率報告書について
- 第25 報告第 2 号 平成29年度決算に係る資金不足比率報告書について
- 第26 報告第 3 号 平成29年度安堵町土地開発公社決算の報告について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。

ただいまから、平成30年第3回安堵町議会定例会を開会いたします。
島田議員からは、本日の会議を欠席する旨、届けが提出されております。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
西本町長より、招集の挨拶がございます。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） はい。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

平成30年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私
共にお忙しい中、御出席を賜り、ありがとうございます。

西日本各地では、7月5日から7月8日にかけて梅雨前線が停滞したことにより、記録的
な大雨となり、河川の決壊や土砂崩れ等による甚大な被害が発生いたしました。

犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申
し上げます。

次に、この度安堵町長選挙におきましては、多くの方々の御支援をいただき、再選の栄に
浴することができました。

先の8月6日の初登庁には、議員、区長の皆様方を始め、関係者の温かいお出迎えをいた
だき、町政を任された重責に改めて身が引き締まる思いでございます。

それでは、3期目の町政運営を預かるに当たりまして、私の所信の一端を申し述べさせて
いただきます。

振り返りますと、2期目は第4次総合計画の主要施策を軸とし、新たに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年2月に策定いたしました。

総合戦略で目指す町の将来像は、「ひと・まちが輝き、生涯快適に暮らせる町」を掲げ、地方創生を推し進めてきたところでございます。

私の2期8年の町政への取組につきましては、この度の選挙に際し、作成いたしましたリーフレットのとおりでございます。

また、それぞれの施策につきましては、当町が人口減少問題など、地域課題を解決して一層発展していくための新たな町づくりであり、議員の皆様のお力添えがあって実施できたものであると感謝しているところでございます。

次に、3期目の主な取組でございますが、2期目から継続事業である国土交通省の直轄事業「大和川水系総合整備計画遊水地事業」の推進と、県との連携による内水処理の強化を図ります。加えて、大型企業立地を推進し、産業の振興と雇用の確保を更に充実してまいりたいと考えております。

次に、今年は記録的な猛暑となりましたが、小・中学校においては空調設備工事が完了し、エアコンが平成30年9月から稼働いたしますので、教育環境が大きく改善し、学力向上への積極的な支援にも繋げてまいります。

また、平成31年4月から安堵保育園を認定こども園として開設し、地域における子育て環境を更に充実させ、安心して子どもを産み育てられるよう、子育て家庭の支援に取り組みます。更に、広域的な事業として平成27年度より取り組んでおります、広域ごみ処理事業計画の推進と県営上水道への一体化等により、業務の効率化を図り、将来の財政負担を削減してまいりたいと考えております。

社会資本整備としては、県道大和郡山広陵線の、JR大和路線の踏切以北への延伸の実現化と、下水道事業の完了を進めてまいりたいとも考えております。

いずれにいたしましても、1期目に蒔いた種を2期目で大きく育て、3期目は大輪の花を咲かせるという思いで町政に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、安堵町発展のために一所懸命頑張ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の更なる御指導、御協力をお願いいたします。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、人事案件が4件、条例の制定及び一部改正、平成30年度補正予算などの議案が9件、平成29年度決算の認定案件が7件、報告案件が3件の合計23件でございます。

議員の皆様にご審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

まず、議案第1号は、安堵町副町長の選任についてでございます。

副町長である北田秀章君の任期が、平成30年9月30日をもって任期満了となります。次の副町長として堀口善友君を新たに選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号は、安堵町教育委員会委員の任命についてでございます。

同委員である岡田治子氏の任期が、平成30年9月30日をもって任期満了となります。引き続き、教育委員として同氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第3号は、安堵町公平委員会委員の選任についてでございます。

同委員である山嶋幸子氏の任期が、平成30年9月30日をもって任期満了となります。引き続き、公平委員として同氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第4号は、安堵町人権擁護委員の推薦についてでございます。

同委員である富井忠雄氏の任期が、平成30年12月31日をもって任期満了となります。引き続き、人権擁護委員候補者として同氏を法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第5号は、県外出張については日当を支給することとして所要の改正を行う、安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第6号は、個人住民税及びたばこ税の見直しについて、地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い所要の改正を行う、安堵町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

議案第7号は、安堵保育園を幼保連携型認定こども園として新たに設置するために必要な事項を定める、安堵町立認定こども園設置条例の制定についてでございます。

次に、議案第8号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことにより所要の改正を行う、安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第9号の、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）については、通学路の緊急改善で最も必要性の高い箇所の整備及び農道整備に係る工事請負費、産業の活性化に繋がる「賑わい施設」の設計等委託料、浸水・洪水対策として道路整備に係る委託料及び工事請負費、雨漏りした改良住宅の修繕、下水道特別会計繰出金の増、消火栓整備に係る経費、カルチャーセンター1階トイレ改修工事のための増額補正でございます。

議案第10号の、平成30年度安堵町水道会計補正予算（補正第1号）については、岡崎地区開発地内建設現場、及び近接している住宅地への火災等に対応できる消火栓等を整備するための増額補正でございます。

次に、議案第11号の、平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）については、消火栓設備に伴う配水管整備工事に併せて、下水道整備工事を行うための増額補正でございます。

次に、議案第12号の、平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）については、超過交付の返還及び追加交付があったための増額補正でございます。

次に、議案第13号、岡崎地区準工業地域の開発工事による道路の、利用形態の変更に伴う町道路線の変更についてでございます。

次に、認定第1号は、平成29年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

認定第2号は、平成29年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

認定第3号は、平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

認定第4号は、平成29年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

認定第5号は、平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてでございます。

認定第6号は、平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

認定第7号は、平成29年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

報告第1号の、平成29年度決算に係る健全化判断比率報告書については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものでございます。

次に、報告第2号、平成29年度決算に係る資金不足比率報告書につきましても、同法律に基づき報告するものでございます。

報告第3号の、平成29年度安堵町土地開発公社決算の報告については、収益的収入及び支出については、収入500円、支出0円、差引500円となりました。

資本的収入及び支出については、収入、収支とも、38万1,656円の同額で、差引額は0円でございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。以上でございます。

(西本町長 降壇)

議長（森田 瞳） 挨拶、終わりました。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、9番 田中幹男議員、10番 福井保夫議員を指名いたします。

両議員には、会期中、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの15日間にしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの15日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3 議案第1号「安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて」

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） はい。

(西本町長 登壇)

町長（西本安博） 議案第1号「安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて」でございます。

現在、副町長の北田秀章君は、平成22年10月1日から2期8年、安堵町の副町長として私を補佐し、部下を指導し、町政の推進に腕を振るっていただきました。

しかしながら、この度諸般の事情により、平成30年9月30日の任期満了をもって退任する運びとなりました。

従いまして、北田君の後任として安堵町参事の堀口善友君を副町長に選任するものであり、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号

安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 奈良県生駒郡安堵町大字窪田1107番地の1

氏 名 ほりぐち よしとも
堀口 善友

昭和33年 3月14日生（60歳）

町長（西本安博） 以上でございます。

本人の職歴、学歴等につきましては、2枚目の略歴に記載されております。
御審議いただき、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
以上でございます。

(西本町長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。
質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。
討論を省略し、採決いたします。
これより、議案第1号を採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) はい。起立、全員です。
お座りください。
よって、議案第1号は、原案のとおり同意されました。

議長(森田 瞳) ちょっとお時間をいただきまして、現北田副町長に至りましては、46年、47年間の間、安堵町に奉職されて以来、町長の補佐役として2期務め上げられました。
もう、半世紀ほどにわたりですね、安堵町のために奉職されたわけでございます。
性格等は、私は重々、私も職員を始めて以来、一緒に机を並べてきた同士でございます。その中で、最近に至りましてはちょっと自分の持病の腰痛等もございまして、ちょこちょこ病院通いはされておったものの、そこに家族の、奥さんのこととか、いろいろとお世話ということでもって、町長も勇断をされたことと思います。
持ち前の職員上がりの北田副町長でございまして、私、この話を耳にしたときにね、北田副町長に申し上げました。「今、議会議員10名おりますけども、誰一人として、あなたに、今度、第3期目を委ねていきたいということに関して、誰一人、反対するものはいないで。」と、「しっかりと頑張っていったら、どうや。」ということも、私も申し上げました。
しかしながら、本人の決意も固かったようでございまして、今日の、今、町長の報告に至ったわけでございますけども。
今後におきましては、まだまだ人生半ばでございます。奥さん共々、良き旅行でもですね、一緒にされて、今までの家の御苦勞を感謝申し上げつつ、しっかりと二人仲良く人生を送っていただきたいと、御祈念申し上げます。
私ごとで、そのことで思いも馳せておりますので、一つ、ここで北田副町長、おられますので、一言、副町長の方から御挨拶を賜ればありがたいでございますけど、よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

(北田副町長 登壇)

副町長(北田秀章) 改めまして、おはようございます。

挨拶の時間をいただきまして、ありがとうございます。

今、議長も言っていただきましたように、9月末をもって退任させていただくことになりました。長い間、昭和47年奉職させていただき、38年間職員として、そして大事な副町長の任期8年務めさせていただき、合わせて46年、この安堵町において本当にお世話になりました。

公私にわたり、皆様から御指導、御助言をいただき、その間、人としてまた社会人として、安堵町の皆さんには大きく育てていただいたと思っております。その間、つらいこと、悲しいこと、楽しいこと、腹の立つこと、いろいろありました。でも、今思えば、それも楽しい思い出かなと思っております。

今、最後に私の方の、今一番、私が思っていることは、本当に皆様に対して感謝の気持ちでもういっぱいあります。もう、これしか言うことはありません。それが、今の私の本当の気持ちです。ありがとうございました。

今後は、安堵町の益々の発展を見守っていきたいと思っております。

長い間、本当にお世話になり、ありがとうございました。

(北田副町長 降壇)

(拍手)

議長(森田 瞳) はい。ありがとうございました。

選任同意されました堀口氏より、挨拶を頂戴したいと思います。

堀口氏、入場してください。

住民課参事(堀口善友) はい。

(堀口住民課参事 入場・登壇)

住民課参事(堀口善友) おはようございます。堀口でございます。

ただいま、私の副町長就任案件に御同意賜り、厚く御礼申し上げます。

当初、この話を西本町長からいただいたとき、正に青天の霹靂でございました。

「私でいいのか、私に何ができるのか。」こういった言葉が、頭をよぎったことを覚えております。

私は、この役場に昭和57年に採用いただき、36年間行政職を務め、この春に定年退職いたしました。36年間務めたとはいえ、私自身、もとより浅学非才、持てる力はほんの僅かなものでございます。

しかし、本日、こうやって議員の皆様のお同意をいただき、背中を押していただいたからには、住民ファーストの立場を変えず、目の前の諸課題を一つ一つ丁寧にクリアしていく所存でございます。

一日でも早く、西本町長の片腕と言われるようになれるよう精進を重ねてまいりますので、議員各位におかれましては、私の職員時代同様、いやそれ以上の叱咤激励、御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます、御同意の御礼と私の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(堀口住民課参事 降壇・退場)

(拍手)

議長（森田 瞳） はい。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第4 議案第2号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」議題とします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

(吉村総務課長 登壇)

総務課長（吉村良昭） おはようございます。総務課 吉村でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を御説明申し上げます。

安堵町教育委員4名のうち岡田治子委員は、本年9月30日をもって任期満了を迎えられます。

岡田委員におかれましては、人格が高潔で文化・教育に対する高い識見と人権教育の分野における豊かな経験を持っておられることから、引き続き同委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成30年10月1日から平成34年9月30日までの4年間でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号

安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1308番地

氏 名 おかだ はるこ
岡田 治子

昭和30年 4月16日生（63歳）

総務課長（吉村良昭） 以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

これより、議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第2号は、原案のとおり同意されました。

議長（森田 瞳） 日程5 議案第3号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） それでは、議案第3号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を御説明申し上げます。

安堵町公平委員3名のうち山嶋幸子委員は、本年9月30日をもって任期満了を迎えられます。

山嶋委員におかれましては、人格が高潔で平成22年に定年退職をされるまで川西町役場に勤務され、地方自治に精通され、人事担当課の経験もあり、人事行政に高い識見を有されておられることから、引き続き同委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成30年10月1日から平成34年9月30日までの4年間でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号

安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年8月31日提出

記

住 所 奈良県生駒郡安堵町大字窪田202番地

氏 名 やましま さちこ
山嶋 幸子

昭和24年10月16日生（68歳）

総務課長（吉村良昭） 以上でございます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
討論を省略し、採決します。
この採決は、起立によって行います。
これより、議案第3号を採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。
お座りください。
よって、議案第3号は、原案のとおり同意されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第4号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） それでは、議案第4号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を御説明申し上げます。

安堵町人権擁護委員3名のうち富井忠雄氏の任期が、本年12月31日をもって任期満了を迎えられます。

富井氏は人権擁護について深く理解し、奈良人権擁護委員協議会では高齢者、障害者等委員会に所属され、また安堵町と斑鳩町で組織する第5部会においても、積極的に活動していただいておりますことから、引き続いて安堵町人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は本年12月31日でございますが、法務省の委嘱手続に相応の日数を要することから、9月議会で上程させていただきました。

任期につきましては、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号

安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 奈良県生駒郡安堵町大字笠目706番地

氏 名 とみい ただお
富井 忠雄

昭和22年10月16日生（70歳）

総務課長（吉村良昭） 以上でございます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
討論を省略し、採決します。
この採決は、起立によって行います。
これより、議案第4号を採決します。
人権擁護委員の推薦について、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。
お座りください。
よって、人権擁護委員の推薦について、適任であることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第5号「安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
本案についての、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） それでは、議案第5号「安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

職員等が出張した際、支給する日当につきましては、行財政改革に基づき平成15年から当分の間、支給しないことを附則で規定しておりますが、近年、全国各地で災害等が発生しており、職員派遣の要請があれば職員を現地に派遣させることもございます。

そのような日常業務以外の出張が増えてきている状況からも、遠方へのお出張については、日当を支給すべきものであると認識し、近隣の市町村の状況も踏まえ、県外出張につきましては日当を支給することとし、所要の改正を行うものでございます。

なお、議会議員、特別職、及び非常勤の特別職、消防団員の日当の支給につきましては、一般職の例によるとされていることから、現在、支給されておりましたが、条例改正後は一般職と同様、県外出張につきましては日当が支給されます。

次に、条例の改正内容でございますけれども、新旧対照表の1ページ、2ページを御覧ください。

第15条第2項の、近距離における2分の1日当の旅費規程を、奈良県内の市町村へ出張する場合の日当は支給しないに改め、同条第3項前項の距離の換算規定を削除し、第20条の、近隣の特定地域における4分の1日当の旅費規定を削除いたします。

第20条を削除することで条ずれが生じますので、第21条を第20条とし、第22条から第26条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

また、附則第3項の、当分の間支給しないことの規定を削除いたします。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第5号

安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ、御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います、

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第6号「安堵町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田税務課長。

（吉田税務課長 登壇）

税務課長（吉田彰宏） 改めまして、おはようございます。税務課の吉田です。

よろしく申し上げます。

それでは、議案第6号「安堵町税条例等の一部を改正する条例について」御説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令が平成30年3月31日に公布され、施行されたことに伴いまして、本条例において所要の改正を行うものでございます。

この度の改正につきましては、6条建ての条文からなっておりまして、第1条から第5条は安堵町税条例の一部改正、第6条は安堵町税条例、平成27年の改正条例の一部改正でございます。

主な改正内容としましては、2点ございます。

1点目といたしましては、個人住民税の見直しです。

2点目は、たばこ税の見直しで、たばこ税率の、平成30年10月1日からの3段階による引き上げと、加熱たばこの課税方式の見直しと、加熱たばこの換算方式を平成30年10月1日から5年掛けての段階的移行です。

それでは、新旧対照表により御説明させていただきます。

議案書18ページの次の新旧対照表、1条関係の10分の1ページをお願いします。

まず、第23条ですが、第1項は規定の整備による文言整理でございます。

次の第3項につきましては、法律改正に伴う改正で、法人格を持たない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しない旨の改正でございます。

次の第24条ですが、障害者、未成年、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を、125万円から135万円に10万円の引き上げと規定の整備による文言整理でございます。

次の2ページをお願いします。

次の第34条2と第34条の6につきましては、控除を受けられる所得要件の2,500万円以下の創設と規定の整備による文言整理でございます。

次の3ページをお願いします。

36条の2についてですが、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しでございます。

次の4ページをお願いします。

第48条についてですけれども、資本金が1億円を超える法人の申告の、電子化の義務付けの創設でございます。

次の5ページをお願いします。

第92条と第92条の2、次の第93条の2につきましては、加熱たばこを新たに製造たばこの区分として創設及び条ずれ、及び法規定に合わせて新設です。

次の6ページをお願いします。

6ページから8ページまでの下段までの第94条につきましては、加熱たばこに係る換算方式につきまして、重さのみから、新たに重さと価格を紙巻たばこの本数の換算方式と規定する整備でございます。

3項で、加熱たばこの本数の換算方式の、5年間の段階的移行の1回目として、現行の1.0から0.8に減らし、新しい換算方式を0から0.2に増やします。

8ページ下段の第95条ですけれども、第一段階として、1,000本当たりで5,262円が5,692円に引き上げられます。

次の9ページをお願いします。

第96条につきましては、第92条の条ずれに伴う措置でございます。

次の第98条につきましては、第94条の改正に伴う規定の整備でございます。

次の10ページをお願いします。

附則第5条についてですけれども、所得割の非課税限度額が10万円引き上げられます。

次の附則第17条についてですけれども、法律改正に伴う条ずれの措置でございます。

続きまして、第2条関係の1ページでは、こちらの方は平成31年10月1日施行で、第94条につきましては、第3項で加熱たばこの本数の換算方式の、5年間の段階的移行の2回目といたしまして、現行の換算方式を0.8から0.6に減らしまして、新しい換算方式を0.2から0.4に増やします。

次の第10条の2につきましては、固定資産税の、課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備でございます。

次のページの、第3条関係をお願いします。

こちらは、平成32年10月1日施行で、第94条につきましては、第3項で加熱たばこの本数の換算方式の、5年間の段階的移行の3回目として、現行の換算方式を0.6から0.4に減らしまして、新しい換算方式を0.4から0.6に増やします。

次のページをお願いします。

第95条につきましては、第2段階として、1,000本当たりで5,692円が6,122円に引き上げられます。

続きまして、次のページ、第4条関係につきましては、平成33年10月1日施行で、第94条につきましては、第3項で加熱たばこの本数の換算方式の、5年間の段階的移行の4回目として、現行の換算方式を0.4から0.2に減らしまして、新しい換算方式で0.6から0.8に増やします。

次のページをお願いします。

第95条につきましては、第3段階として1,000本当たりで、6,122円が6,552円に引き上げられます。

次のページをお願いします。

第5条関係につきましては、平成34年10月1日施行で、93条の2につきましては、法律に伴う改正でございます。

第94条につきましては、第3項で加熱たばこの本数の換算方式の、5年間の段階的移行の5回目、最終といたしまして、現行の換算方式を0.2から0に減らして、新しい換算方式を0.8から1.0に増やしまして完全移行されます。

続きまして、次のページ、第6条関係をお願いします。

こちらは、平成27年の改正条例で附則第6条につきましては、平成27年度改正において、旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、第2項で、現行平成31年3月31日から平成31年9月30日に、適用期間を半年間延長するものでございます。

次のページをお願いします。

2ページの中段、13項につきましては、平成31年4月1日から平成31年10月1日に延長し、1,262円から1,692円に引き上げます。

次のページをお願いします。

14項につきましても、申告期限及び納付期限についても、半年間延長となります。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第6号

安堵町税条例等の一部を改正する条例について

安堵町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

税務課長（吉田彰宏） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

（吉田税務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第7号「安堵町立認定こども園設置条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） おはようございます。住民課の辻井です。どうぞよろしく願いいたします。

議案第7号「安堵町立認定こども園設置条例の制定について」でございます。

本件につきましては、平成31年4月から、安堵保育園から安堵町立認定こども園としてスタートするため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、設置に関する基準を定めるものでございます。

それでは、詳細につき、御説明させていただきます。

第1条につきましては、認定こども園設置に関する規定でございます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいた規定でございます。

第2条でございますが、名称、位置及び定員に関する規定でございます。

名称につきましては、安堵町立安堵こども園、位置につきましては奈良県生駒郡安堵町大字東安堵785番地、今現在の安堵保育園の番地でございます。

定員につきましては、200名。

第3条では、開園時間及び休園についてでございます。

第4条では、職員についての規定をいたしました。

第5条では、事業に関する基準についてを規定いたしております。

第6条では、入園資格に関する基準の規定でございます。

第7条、保育料等。

第8条、保育料の減免。

第9条では、保育料の還付に関する基準についてを規定しております。

第10条につきましては、この条例の施行に関して、必要な事項を規則で定めるという規定でございます。

次に、附則におきまして、附則第1条では施行期日でございます。

本条例につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条でございます。

準備行為といたしまして、こども園の運営に関する必要な手続は、条例の施行日前において行うことができるという規定でございます。

附則第3条では、現在の安堵町立保育所設置条例の廃止についてでございます。

廃止につきましては、平成31年3月31日をもって廃止する規定でございます。

附則第4条では、安堵町一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正で、その中で保育園をこども園に改めるものでございます。

附則第5条では、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、13の保育所運営委員会を13安堵こども園運営委員会に改めるものでございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第7号

安堵町立認定こども園設置条例の制定について

安堵町立認定こども園設置条例を別紙のとおり提出する。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしく願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第7号は、新規制定条例でございますので、文教厚生常任委員会に付託するというので、したいと思っております。

御異議、ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第8号「安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） 辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） 住民課の辻井です。よろしく申し上げます。

議案第8号「安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

本件につきましては、平成27年4月からスタートいたしました新制度施行に伴い、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、安堵町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定いたしました。

この条例の運営について、平成29年度の地方からの提案等に関する方針を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことにより、安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で引用している箇所の改正が必要となり、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第6条でございます。

保育所等々連携において代替保育の提供に係る例外規定の新設を行うものでございます。
現行の下線部でございますが、並びに附則第3条を、改正後はこの文言を削除させていただいております。

第6条第2項、第3項につきましては、新たに新設をさせていただいております。

すみません。1ページ、現行、第6条第1項第2号の、必要に応じて代替保育、の下線部でございますが、改正後はその、以下この条において同じ、という文言を追加させていただいております。

続いて、2ページでございます。

2ページで、第6条の第2項、第3項を新設させてもらっております。

続いて、2ページの第16条でございます。

食事の提供の特例において、搬入施設の規定の追加ということで、第16条2項の3号を新たに追加させていただいております。

続いて、3ページでございます。

附則第2条でございます。

食事の提供の経過措置において、例外規定の新設をさせていただいております。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第8号

安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり提出する。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 次のページ、本文につきまして、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願ひいたします。

(辻井住民課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、日程第7 発議第1号「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

10番(福井保夫) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。10番 福井議員。

（福井議員 登壇）

10番（福井保夫） 10番 福井です。

「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」。

2025年に開催される万国博覧会が、開催されますが、我が国において、大阪府、大阪市、経済界等が一体となって大阪誘致に向けて取り組まれています。

奈良県におきまして、国際博覧会の開催が産業振興に寄与するとともに、奈良県が誇る歴史・文化遺産や風光明媚な景観などを、世界の人々に知っていただく機会となることから、大阪誘致実現に向けて、本町議会において決議を求めます。

それでは、発議書を朗読いたします。

発議第1号

2025年国際博覧会の誘致に関する決議

このことについて、別紙のとおり会議規則第12条の規定により提出します。

平成30年8月31日提出

提出者 安堵町議会議員 福井保夫

賛成者 安堵町議会議員 山岡 敏

2025年国際博覧会の誘致に関する決議

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、奈良県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。

よって、安堵町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取組みを国、地元大阪府市、経済界とともに積極的に推進していく。

以上、決議する。

平成30年8月31日

安堵町議会

10番（福井保夫） 以上です。

皆様の御賛同のほど、よろしく願いいたします。

（福井議員 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） ただいま11時でございます。

10分間休憩の後、11時10分より再開いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前11時00分）

再 開（午前11時10分）

議長（森田 瞳） 再開いたします。

日程第12 議案第9号「平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」
議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第9号「平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」
御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,899万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,975万5,000円といたします。

補正理由につきましては、一つ目といたしまして、通学路の緊急改善のための、最も必要性の高い箇所の整備に係る必要経費を増額補正するものでございます。

二つ目といたしましては、介護保険システム改修費における国庫補助額が確定しましたので、介護保険事業繰出金の減額補正でございます。

三つ目といたしましては、農道整備に伴う必要経費を増額補正するものでございます。

四つ目といたしまして、産業の活性化に繋がる、賑わい創出を目的とする拠点整備計画に係る必要経費を増額補正するものでございます。

五つ目といたしまして、洪水・浸水対策として、道路整備に伴う必要経費の増額補正、及び改良住宅2軒の雨漏りに伴う修繕に係る必要経費の増額補正。

また、下水道追加工事費及び起債予定額の変更に伴う、下水道特別会計繰出金の増額補正でございます。

六つ目といたしまして、火災等発生時に速やかに対応できる環境整備が求められるなか、岡崎地区工業用地及び周辺住宅地の安全、安心の確保のため、消火栓設置等整備に係る経費の増額補正でございます。

七つ目といたしまして、カルチャーセンター1階男女トイレをバリアフリーなど、ユニバーサルデザインの機能を持ったトイレに改修する事業につきまして、自治総合コミュニティ助成金の採択を受けましたので、係る経費を増額補正するものでございます。

歳入につきましては、一つ目、町債の道路整備事業債の増額と地方債の限度額補正でございます。

二つ目は、臨時財政対策発行債の額の発行可能額算定結果が当初予定額を上回るための財源更正及び事業債の変更による公共事業等債の減額、及び一般単独事業債の増額に伴う地方債の限度額補正でございます。

それでは、補正予算書11ページ、12ページにより詳細を御説明させていただきます。歳出についてでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費におきまして、交通安全施設整備費として11,000千円の増額補正で、この財源といたしまして、道路債を活用し、残りを繰越金で充てさせていただきます。

3款 民生費、1項 社会福祉費におきまして、繰出金として830千円の減額補正でございます。

5款 農林水産業費、1項 農業費におきまして、町単独農道整備事業として28,000千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、道路債を活用し、残り財政調整基金を繰り入れ、充てさせていただきます。

次に、6款 商工費、1項 商工観光費におきまして、賑わい施設整備委託として13,907千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、繰越金を充てさせていただきます。

7款 土木費、2項 道路橋梁費におきまして、測量・設計及び登記委託費として6,070千円、道路補修工事費として、45,000千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、道路債を活用し、残り財政調整基金を繰り入れ充てさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

3項 都市計画費におきまして、下水道事業特別会計繰出金として33,400千円の増額補正で、この財源といたしまして、財政調整基金を充てさせていただきます。

4項 住宅費におきまして、住宅改修工事として1,831千円増額補正で、この財源といたしまして繰越金を充てさせていただきます。

8款 消防費、1項 消防費におきまして、上水道工事の企業会計繰出金として16,000千円の増額補正で、この財源といたしまして、財政調整基金を充てさせていただきます。

最後に、9款 教育費、1項 教育総務費におきまして、設計監理委託費として1,620千円。施設改修工事費として13,000千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、10,000千円を自治総合コミュニティ助成金で、残りを繰越金で充てさせていただきます。

次に、予算書9ページ、10ページをお開きください。歳入についてでございます。

17款 繰越金、1項 繰越金におきまして、繰越金として21,211千円の増額補正でございます。

次に、18款 諸収入、3項 雑入におきまして、10,000千円の増額補正でございます。

最後に、19款 町債、1項 町債におきまして、臨時財政対策債として5,517千円の増額補正、公共事業債としてマイナス23,100千円の減額補正、地方道路等整備事業債として、81,000千円の増額補正、一般その他事業債23,200千円の増額補正でございます。

20款 繰入金、1項 基金繰入金におきまして、51,170千円を財政調整基金から繰り入れ、活用する増額補正でございます。

従いまして、4ページをお開きください。

第二表 地方債補正を御覧ください。

地方道路整備事業を追加し、限度額を81,000千円といたします。

次のページをお願いいたします。

臨時財政対策債の限度額を補正後、右の欄でございます、111,517千円に、2段目、公共事業債の限度額を補正後、右欄でございます、67,300千円に、そして最後に、一般その他事業の限度額を補正後、95,100千円にそれぞれ変更いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第9号

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり提出する。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第9号

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ168,998千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,729,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ以降の第一表 歳入歳出予算補正、第二表の地方債補正及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。以上でございます。御審議、御可決のほど、どうぞよろしく願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより、議案第9号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。
お座りください。
よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第13 議案第10号「平成30年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）について」議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。石橋上下水道課長。

（石橋上下水道課長 登壇）

上下水道課長（石橋史生） おはようございます。上下水道課 石橋でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号「平成30年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）について」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、現在開発中の岡崎地区工業用地におきまして、住宅地に近接していることもあり、工事中、また企業立地後において、火災等の発生時に速やかに対応できる環境整備が必要であることから、消火栓の設置に伴う配水管の整備を行うための増額補正でございます。

それでは、詳細について補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

まず、下段の支出につきまして、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 配水管整備改良費におきまして、工事請負費として16,000千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、上段の収入、款1 資本的収入、項1 工事負担金、目1 工事負担金におきまして、16,000千円の増額補正でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第10号

平成30年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定に基づき、平成30年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第10号

平成30年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）

（総則）

第1条 平成30年度安堵町水道事業会計の補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成30年度安堵町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

第1款 資本的収入、第1項 工事負担金、既決の予定額5,200千円、補正予定額16,000千円、計21,200千円。

資本的収入の合計を、同じく、既決予定額5,200千円、補正予定額16,000千円、計21,200千円。

支 出

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、既決予定額60,820千円、補正予定額16,000千円、計76,820千円。

資本的支出の合計を、既決予定額77,320千円、補正予定額16,000千円、計93,320千円。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 補正予算書の2ページをお願いいたします。

1. 平成30年度安堵町水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

収 入

款1 資本的収入、項1 工事負担金、目1 工事負担金、既決予定額5,200千円、補正予定額16,000千円、計21,200千円。

収入合計が、既決予定額5,200千円、補正予定額16,000千円、計21,200千円。

支 出

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 配水管整備改良費、既決予定額50,000千円、補正予定額16,000千円、計66,000千円。

支出の合計、既決予定額77,320千円、補正予定額16,000千円、計93,320千円。

以上でございます。御審議、御可決のほど、どうぞよろしく願いいたします。

(石橋上下水道課長 降壇)

議長(森田 瞳) それでは、議案第10号について、これより質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第14 議案第11号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」議題とします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。石橋上下水道課長。

（石橋上下水道課長 登壇）

上下水道課長（石橋史生） それでは、議案第11号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」御説明させていただきます。

本補正につきましては、先ほど水道事業会計の補正予算で御説明させていただきました、岡崎地区工業用地における下水道の整備につきまして、水道工事に併せて下水道整備を行うことにより、経費の削減等が図られることから、整備に係る費用について補正するものでございます。

また、地方債の借入対象外となった業務に係る歳入の財源更正、及び地方債の限度額についても併せて補正をいたします。

それでは、詳細について、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページを御覧いただけますでしょうか。

歳 出

1款 下水道事業費、2項 下水道建設費、1目 公共下水道事業費におきまして、設計委託料として5,000千円、工事請負費として25,000千円を増額補正するものでございます。

この財源といたしまして、戻っていただいて8ページ、9ページをお願いいたします。

歳 入

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金として30,000千円を充てます。

また、地方債の財源更正として、5款 町債、1項 町債、1目 下水道事業債について3,400千円を減額し、この3,400千円と30,000千円を合わせた33,400千円を一般会計繰入金として増額補正いたします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第11号

平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第11号

平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債補正）

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額128,759千円、補正額33,400千円、計162,159千円。

5款 町債、1項 町債、補正前の額83,400千円、補正額△3,400千円、計80,000千円。

歳入合計、補正前の額289,800千円、補正額30,000千円、計319,800千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳 出

1款 下水道事業費、2項 下水道建設費、補正前の額74,242千円、補正額30,000千円、計104,242千円。

歳出合計、補正前の額289,800千円、補正額30,000千円、計319,800千円。

次に、4ページをお願いいたします。

第二表 地方債補正。

地方債補正につきましては、変更で、限度額を補正前の額42,000千円から3,400千円を減額し、補正後の額を右のとおり38,600千円に改めるものでございます。

以上です。

次ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（石橋上下水道課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第15 議案第12号「平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課主幹（高永聡子） はい。

議長（森田 瞳） はい。高永健康福祉課主幹。

健康福祉課主幹（高永聡子） はい。

（高永健康福祉課主幹 登壇）

健康福祉課主幹（高永聡子） おはようございます。健康福祉課 高永でございます。

本日は、健康福祉課課長 岡田が、入院加療のため欠席させていただいておりますので、代わって主幹 高永が御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号「平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」を御説明させていただきます。

補正理由といたしましては、平成29年度に概算交付を受けておりました、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金で、超過交付の返還及び追加交付があったことによるもの。

そして、システム改修に係る国庫補助金の内示があったことによるものでございます。

まず、超過交付の返還及び追加交付につきましては、平成29年度に概算交付を受けておりました介護給付費負担金及び地域支援事業交付金におきまして、実績に基づいて精算いたしましたところ、145万9,629円の超過交付が生じ、平成30年度で返還するための増額補正でございます。

また、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金におきましては、実績精算で追加交付を受けましたので、歳入の財源更正をいたします。

これにより、歳入歳出それぞれ145万9,000円を増額補正し、歳入歳出総額7億5,035万9,000円となります。

詳細につきましては、補正予算書11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段、4款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 償還金で1,459千円を計上いたします。

これに係る財源といたしまして、戻っていただきまして7ページ、お願いいたします。

歳入でございます。

2段目の、3款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、1目 介護給付費交付金で、追加交付の961千円。

次の段、4款 県支出金、2項 県補助金、1目 地域支援事業交付金で、同じく追加交付金の88千円。

そして、9ページをお願いいたします。

8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金で410千円でございます。

続きまして、平成30年度の介護保険法改正に対応するためのシステム改修につきまして、国より補助金の内示がございましたので、歳入の財源更正をするものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出は変更ございません。

1款 総務費、1項 総務管理費の財源内訳におきまして、国県支出金830千円を一般財源にするものでございます。

戻っていただきまして、7ページ、歳入でございます。

2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、4目 介護保険事業補助金といたしまして830千円の増額。

一番下の段、5款 繰入金、1項 一般会計繰入金、3目 その他繰入金で830千円減額し、財源更正するものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第12号

平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課主幹（高永聡子） 続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第12号

平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第1号）

平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,459千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ750,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課主幹（高永聡子） 続きます、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

2款 国庫支出金、補正前の額163,611千円、補正額830千円、計164,441千円。

2項 国庫補助金、補正前の額40,230千円、補正額830千円、計41,060千円。

3款 支払基金交付金、補正前の額192,267千円、補正額961千円、計193,228千円。

1項 支払基金交付金、補正前の額192,267千円、補正額961千円、計193,228千円。

4款 県支出金、補正前の額106,845千円、補正額88千円、計106,933千円。

2項 県補助金、補正前の額6,339千円、補正額88千円、計6,427千円。

5款 繰入金、補正前の額112,439千円、補正額△830千円、計111,609千円。

1項 一般会計繰入金、補正前の額112,439千円、補正額△830千円、計111,609千円。

8款 繰越金、補正前の額0円、補正額410千円、計410千円。

1項 繰越金、補正前の額0円、補正額410千円、計410千円。

歳入合計748,900千円、補正額1,459千円、計750,359千円でございます。

3ページ、お願いいたします。

歳出でございます。

1款 総務費、補正前の額12,250千円、補正額0円、計12,250千円。

1項 総務管理費、補正前の額2,607千円、補正額0円、計2,607千円。

4款 諸支出金、補正前の額787千円、補正額1,459千円、計2,246千円。

1項 償還金及び還付加算金、補正前の額787千円、補正額1,459千円、計2,246千円。

歳出合計748,900千円、補正額1,459千円、計750,359千円でございます。

次ページからの事項別明細書につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。どうぞよろしく、御審議、御可決、お願い申し上げます。以上でございます。

(高永健康福祉課主幹 降壇)

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。
質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。
これより、議案第12号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。
お座りください。
よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第16 議案第13号「町道路線の変更について」を議題とします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川産業建設課長。

（堀川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀川雅央） 改めまして、おはようございます。産業建設課 堀川でございます。

それでは、議案第13号「町道路線の変更について」を説明させていただきます。

本件につきましては、平成28年第4回安堵町議会定例会におきまして認定いただきました、町道岡崎29号線につきまして、当該開発の土地利用につきまして変更が生じ、町道岡崎24号線へ接続が可能となり、利便性が増すこととなりますので終点を変更するものでございます。

議案書1ページをめくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

路線番号 354、路線名 岡崎29号線、起点は変更なく、岡崎字保巻316-7、終点は岡崎字杉之本373-1から岡崎字井戸田412-1に変更し、幅員につきましては、最小11.5メートルから6.0メートルに変更し、最大24.4メートルで変更はございません。

また、延長につきましては、119.4メートルから334.3メートルに、214.9メートル追加いたします。

次のページに変更前の路線、その次のページに変更後の路線をお示させていただいています。以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第13号

町道路線の変更について

町道路線を別紙のとおり変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議会の決議を求める。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀川雅央） 次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

（堀川産業建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） ただいま時間は、11時48分でございます。

ここで、一旦休憩に入ります。

再開は、午後1時の予定にさせていただきます。

休 憩（午前11時48分）

再 開（午後 1時00分）

議長（森田 瞳） 午前に引き続き、再開します。

続きまして、日程第17 認定第1号「平成29年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第18 認定第2号「平成29年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第19 認定第3号「平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第20 認定第4号「平成29年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第21 認定第5号「平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」、日程第22 認定第6号「平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第23 認定第7号「平成29年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、以上7議案については、一括議題といたします。

ただいま議題といたしました7議案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号から第7号、平成29年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算、及び水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

平成29年度予算の骨子に沿って執行し、本年5月末日の出納閉鎖後、決算処理を行い、7月20日から24日の3日間の監査委員による決算審査を経まして、本9月議会定例会において認定をお願いすべく上程するものでございます。

それでは、認定第1号から第6号までの議案書を朗読させていただきます。

認定第1号～第6号

平成29年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成29年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会に提出し、認定を求める。

1 平成29年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第1号 一般会計歳入歳出決算

認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定第4号 下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第5号 介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第6号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 平成29年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、町税徴収実績表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、経費の款別性質別分類表、経費の款別財源内訳表、財産に関する調書、地方債現在残高調書

3 町長審査意見書及び監査委員審査意見書

4 主要な施策の成果

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） それでは、決算書1ページをお願いいたします。

下段でございます。

意見書

地方自治法第233条第1項の規定により、平成29年度安堵町一般会計、特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類を会計管理者職務代理より提出されたので、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付したところ、別紙審査意見がありました。よって、認定せられんことを望みます。

平成30年8月31日

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 2ページをお願いいたします。

平成29年度 会計別決算総括表、各会計別決算書のみを朗読をさせていただきます。

一般会計 歳入3,508,064,149円、歳出3,341,170,166円、歳入歳出差引残高166,893,983円、内、繰越明許費繰越額17,256,000円、翌年度繰越額149,637,983円。

国民健康保険特別会計 歳入1,122,347,450円、歳出1,186,927,807円、歳入歳出差引残高△64,580,357円。

住宅新築資金等貸付事業特別会計 歳入653,106円、歳出25,568,470円、歳入歳出差引残高△24,915,364円。

下水道事業特別会計 歳入270,025,324円、歳出270,025,324円、歳入歳出差引残高0円。

介護保険特別会計（保険事業勘定） 歳入680,683,008円、歳出673,762,039円、歳入歳出差引残高6,920,969円。

後期高齢者医療特別会計 歳入86,590,347円、歳出86,443,247円、歳入歳出差引残高147,100円。

総合計 歳入5,668,363,384円、歳出5,583,897,053円、歳入歳出差引残高84,466,331円、内、繰越明許費繰越額17,256,000円、翌年度繰越額67,210,331円。

次に、認定第7号「平成29年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」御説明をさせていただきます。

地方公営企業法に基づき、平成29年度水道事業会計剰余金の処分について議会の議決を求め、同法に基づき、平成29年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

それでは、決算書7ページをお願いいたします。

平成29年度安堵町水道事業剰余金処分計算書（案）中の、充填した減債積立金に、その相当額の15,982,000円を資本金に組み入れるものでございます。

まず、この剰余金の処分を御審議、御可決いただき、そのあと、平成29年度安堵町水道事業会計決算の認定について、御審議、御認定をいただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

認定第7号

平成29年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、平成29年度安堵町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、平成29年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて提出し、認定を求め。

平成30年8月31日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） それでは、決算書13ページ中、平成29年度安堵町水道事業報告書、中段の経理状況を朗読いたします。13ページをお開きください。

収益的収支については、収入では営業収益146,144,759円と前年度に比べて、1.4%の増となり、給水収益につきましては138,049,275円で、その他営業収益を合わせた事業収益は167,209,008円であります。

また、事業費用では、人件費、受水費、動力費、企業債利息等の経費で166,353,935円となり、前年度に比べ2,590,031円の増となりました。

以上、収支差し引きいたしますと855,073円の当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金411,207,275円と、その他未処理分利益剰余金変動額15,982,000円を加えますと、428,044,348円の利益剰余金となりました。

資本的収支については、収入が0円に対し、支出は建設改良費、償還金等で合計37,105,556円となりました。

以上、平成29年度安堵町一般会計並びに、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の状況でございます。御審議の上、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

(富井総合政策課長 降壇)

議長（森田 瞳） 続きまして、議会選出の中本監査委員に決算審査について報告を求めます。

議会選出監査委員（中本幸一） はい。

議長（森田 瞳） はい。どうぞよろしく。

(中本議会選出監査委員 登壇)

議会選出監査委員（中本幸一） 6番 中本幸一です。

監査委員2名を代表いたしまして、平成29年度決算審査について報告します。

審査意見は、松隈代表監査委員との合議によるものであることを、あらかじめ申し上げておきます。

始めに、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成29年度安堵町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を報告いたします。

第1 審査の対象

平成29年度一般会計歳入歳出決算

平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成29年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

平成29年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

平成30年7月10日、20日から24日まで。

第3 審査の実施者

安堵町監査委員 松隈 勉、中本幸一。

第4 審査の方法

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書及び歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等の付属書類について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、収入は適正であるか、などに主眼をおいて審査しました。

会計管理者が所管している諸帳簿及び決算に関する証拠書類等と照合し、また関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施しました。

なお、有価証券は平成30年7月10日に実査及び確認を行いました。

第5 審査の結果

審査に付された各会計決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は正確で、財務に関する事務処理は適正であると認めました。

決算の概要は、意見書2ページ以降に掲載しているとおりです。

それでは、審査意見を述べさせていただきます。

1点目 当年度も、各部署で財政基盤の健全化に向けた積極的な取組がなされ、全般的に良好と認められた。

しかし、今後は、町人口の減少等による歳入の減少傾向、高齢化等による国民健康保険、介護保険等の歳出の増加傾向等により、これまでのような健全な財政基盤を維持することは、徐々に困難になっていくのではないかと懸念される。

従って、今後はこれまでより一層、町政全般を見通した重点思考による予算執行を心掛けていただきたい。

2点目 庁舎や小・中学校の各施設及び道路や上下水道等のインフラの老朽化が深刻化しているため、引き続き「安堵町公共施設等総合管理計画」に基づき、合理的な長寿命化を推進していただきたい。

このような中、新たに地方創生拠点整備事業として「交流館なでしこ」が新築開館されたので、今後は町民全体が安らげる交流の場として、積極的に有意義な活用を図っていただきたい。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成29年度安堵町水道事業会計決算に関する審査結果を報告いたします。

第1 審査の対象

平成29年度水道事業会計決算

第2 審査の期日

平成30年7月24日。

第3 審査の実施者

安堵町監査委員 松隈 勉、中本幸一。

第4 審査の方法

審査に付された決算報告書、決算諸表等について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、などに主眼を置き、決算関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて審査しました。

第5 審査の結果

審査に付された決算報告書、決算諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は正確で、事業の経営成績及び財政状況は適正であると認められました。

決算の概要は、意見書2ページ以降に掲載しております。

それでは、審査意見を述べさせていただきます。

平成29年度は、事業収益は前年度比0.28%減少した。

しかし、人件費、減価償却費、支払利息等が減少したこと及び施設の維持管理に係る経費抑制努力の結果、855,073円の純利益を計上し、黒字決算となった。

給水人口は微増したが、今後の事業収益の向上は見込めない状況であり、また、水道施設等の現状に鑑み、今後は施設整備事業に係る多額の投資が必要になると考えられる。

こうした厳しい状況下にあって、自己水から奈良県営水道への移行時期の検討なども含め、中長期的視野に立った計画的な経営を図っていただきたい。

以上、決算審査報告といたします。

(中本議会選出監査委員 降壇)

議長(森田 瞳) 続きまして、総括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

認定第1号について、議長と議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する、一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。

御異議、ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

認定第1号については、議長及び議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する、一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 次に、認定第2号から認定第7号までについて、議長と議会選出の監査委員を除く8名の議員で構成する、特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。

異議、ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

認定第2号から認定第7号までの6議案については、議長及び議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました、各決算審査特別委員会の正・副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時25分)

再 開 (午後 1時32分)

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開します。

先ほど設置された決算審査特別委員会の正・副委員長を申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会 委員長 9番 田中幹男議員、副委員長 10番 福井保夫議員。

委員には、1番 山岡議員、2番 浅野議員、3番 大星議員、5番 島田議員、7番 松田議員、8番 岡田議員、以上です。

続きまして、特別会計等決算審査特別委員会を、委員長に1番 山岡議員、副委員長に2番 浅野議員、委員には、3番 大星議員、5番 島田議員、7番 松田議員、8番 岡田議員、9番 田中議員、10番 福井議員。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 次の、日程第24 報告第1号「平成29年度決算に係る健全化判断比率報告書について」と日程第25 報告第2号「平成29年度決算に係る資金不足比率報告書について」は、関連議案ですので一括議題とし、報告を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号「平成29年度決算に係る健全化判断比率報告書について」御説明をさせていただきます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により御報告し、公表するものでございます。

下記の表を御覧ください。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で示すものでございます。

一つ目、実質赤字比率につきましては、財政規模に対する一般会計等の実質的な赤字の割合を示すもので、平成29年度も黒字であり、比率としては算定をされません。

二つ目、連結実質赤字比率につきましては、財政規模に対する一般会計、特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計合計の実質的な赤字の割合を示すもので、国民健康保険特別会計等で赤字となっておりますが、一般会計及び水道事業会計等が黒字であるため、比率としては算定をされません。

三つ目、実質公債費比率につきましては、経営的収入のうち実質的な公債費に充てられた割合を示すもので、平成29年度は5.1%となり、平成28年度の3.8%からプラス1.3ポイント増でございます。

高利率の借入れの返済期間が過ぎたことで、公債費の元利償還金は減少傾向ではあるものの、平成29年度におきましては、3年平均の数字として微増となっております。

四つ目といたしまして、将来負担比率につきましては、町の経営的収入に対する地方債残高や退職手当負担額など、一般会計等で現在抱えている負債の割合を示すもので、現在抱えている実質的な負債に対して、今後見込まれる収入が下回り、平成29年度の将来負担比率は3.6%となりました。

最後に、表の括弧の数値は、それぞれ早期健全化基準の数値を表し、平成29年度財政健全化判断比率は4指標とも、いずれも基準を大きく下回っている財政状況でございますことを御報告申し上げます。

なお、本年7月24日に監査委員の審査に付し、意見書をいただいております。

それでは、報告書を朗読いたします。

報告第1号

平成29年度決算に係る健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成29年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記、以降につきましては、先ほどの御説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

平成30年8月31日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝）　続きまして、報告第2号「平成29年度決算に係る資金不足比率報告書について」御説明をさせていただきます。

本報告につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、御報告し公表するものでございます。

下記の表を御覧ください。

資金不足比率報告書は、法適用公営企業である水道事業会計、及び法非適用公営企業の下水道事業特別会計の、2つの会計の事業規模に対する資金不足の比率を算定するものです。

平成29年度の水道事業会計については黒字であるため、比率としては算定されません。

また、下水道事業特別会計においても赤字でないため、比率としては算定をされません。

なお、本年7月24日の監査委員の審査に付し、意見書をいただいております。

それでは、報告書を朗読させていただきます。

報告第2号

平成29年度決算に係る資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

記、以降につきましては、先ほどの御説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

平成30年8月31日報告

安堵町長　西本　安博

総合政策課長（富井文枝）　以上、御報告申し上げます。

（富井総合政策課長　降壇）

議長（森田　瞳）　これより、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号及び報告第2号を終結します。

議長(森田 瞳) 日程第26 報告第3号「平成29年度安堵町土地開発公社決算の報告について」を議題とします。

本案につきまして、報告を求めます。

産業建設課長(堀川雅央) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。堀川産業建設課長。

(堀川産業建設課長 登壇)

産業建設課長(堀川雅央) 産業建設課 堀川です。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告第3号「平成29年度安堵町土地開発公社決算の報告について」説明させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

安堵町土地開発公社の事業報告でございます。

中段の庶務関係を御覧ください。

平成29年5月24日に、平成28年度収支決算について監査が行われ、同年7月3日の定例理事会におきまして、平成28年度収支決算報告の承認を得ました。

次に、平成30年2月2日の定例理事会におきまして、平成30年度事業計画及び予算案につきまして御審議いただき、承認をいただいております。

次の4ページをお願いいたします。

1の平成29年度公有用地の先行取得、及び2の保有地の売払い事業は、ともにございませんでした。

次の5ページをお願いいたします。

平成29年度安堵町土地開発公社決算報告書でございます。

まずは、収益的収入でございますが、第1款 事業収益でございますが、保有地の売払い等がございませんでしたので、決算額は0円でございます。

第2款 事業外収益、第1項 受取利息の決算額は、500円ございました。

支払の部では、第1款 事業原価におきまして、公有地の取得事業がございませんでしたので、決算額は0円でございます。

次の6ページをお願いいたします。

資本的収入の部でございますが、第1款 資本的収入、第1項 借入金におきましては、借入金がございませんでしたので、決算額は0円でございます。

第2項 利子補給金におきまして、決算額は381,656円。

これは、借入金の利息分を町から補填していただいております。

次に、支出の部でございますが、第1款 資本的支出、第1項 公有地取得事業費におきましては、取得用地がございませんでしたので、決算額は0円でございます。

第2項 事業外費用の決算額は、381,656円。

これは、借入金の利息の支出でございます。

次のページ以降の事項別明細書等につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、報告書を朗読いたします。

報告第3号

平成29年度安堵町土地開発公社決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成29年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり報告する。

平成30年8月31日報告

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀川雅央） 以上、報告させていただきます。

（堀川産業建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これで、報告第3号を終結します。

議長（森田 瞳） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
次の本会議は、9月3日午前10時開会で、一般質問を予定しております。
頑張ってください。
本日は、これで散会いたします。

散 会
午後 1時45分
